

年間収入・所得金額の基準は、所得証明書等の年間収入金額（税込）が400万円以下（給与所得以外の所得を含む場合は所得金額が300万円以下）です。

なお、本人が扶養している子供の人数が2人の場合は所得証明書等の年間収入金額（税込）が500万円以下（給与所得以外の所得を含む場合は所得金額が400万円以下）、本人が扶養している子供の人数が3人以上の場合は所得証明書等の年間収入金額（税込）が600万円以下（給与所得以外の所得を含む場合は所得金額が500万円以下）が基準となります。

減額返還の証明書は、所得証明書等（「基本」欄のA～ウ）の証明期間が在学中となる場合（新卒等）と、「基本」欄のA～ウが発行されない場合（外国居住）を除き、以下の「基本」欄のA～ウ又は失業中の欄の証明のいずれかが審査対象となります。

マイナンバーを提出した場合は、『マイナンバーで省略可能』項目に「 」と記載されている証明書の提出を省略できます。ただし、情報連携を利用しても必要な情報が取得できない場合は証明書を提出していただく場合もあります。

詳しくはホームページをご確認ください。 減額返還のホームページは https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/gengaku/index.html

必要な証明書		マイナンバーで省略可能	証明書発行者	備考
基本	下記A～ウのいずれかひとつ。 ア 住民税非課税証明書（原本） イ 所得証明書（原本） ウ 市・県民税（所得・課税）証明書（原本） (収入金額又は所得金額が明記されているもの。課税額のみは不可)		市区町村長	審査に使用する情報は、7月から最新年度に切り替えます。 証明書等に記載の金額〔A～ウに記載の年間収入・所得金額〕が基準を超過している方のうち、経済状況等が変化した場合、生活費補助を行っている場合、医療費の出費がある場合等により返還が困難な方は、左記の証明書（所得証明書等）に加えて、裏面に記載の「追加に必要な証明書」を提出することにより、審査が可能となる場合があります。
	失業中の基本（～のいずれか） 雇用保険受給資格者証（求職活動記録面含む）のコピー 雇用保険被保険者離職票のコピー 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書のコピー (喪失理由が離職で、離職年月日が確認できる場合に限り) 失業者退職手当受給資格証のコピー	ハローワークで雇用保険の手続きをしていれば省略可。ただし、～は求職活動記録面のコピーの提出が必要。	職業安定所長（ハローワーク） 公務員の任命者	～の場合、求職活動記録面のコピーも提出。 各種証明書は離職日が適用開始希望月より6か月以内を可とする。 「失業中」事由で願い出る場合は、左欄の～のいずれかの証明書のみで審査可能。 ～の求職活動記録面のコピーにより、雇用保険説明会参加等で離職後に就職活動を行っていることが確認できる場合、その活動の日付が、6か月以内かつ離職日より1年以内であれば「失業中」事由とする。 ～は資格喪失理由が離職で、離職年月日が確認できるもの。 7か月以上前に離職 していても、現在求職中の場合は、裏面「失業中」参照雇用保険資格取得等確認通知書は失業中の証明にならないため不可。
	～の取得が困難なときに限り（又は～のいずれか） 雇用関係が終了したことが確認できるものコピー（退職証明書等） 健康保険厚生年金保険資格取得（喪失）証明書のコピー（退職の記載があるもの） ～ 保険者番号、被保険者等記号・番号を黒塗りしたもの	×	退職した勤務先	
海外低所得基本 外国人居住で所得証明書等が発行されない場合	重近連続3か月分の給与明細コピー 又は 勤務先発行の重近連続3か月分の給与証明書（原本）ビザのコピーと 両方必要（和訳の添付が必要）。 本人記載の事情書（様式自由）と、以下～のいずれか就労不可のビザのコピー（J2ビザのコピー含む） 外国で扶養に入っていることがわかるものコピーとビザのコピー 求職活動中であることがわかるもの（最近4か月以内発行）のコピーとビザのコピー	×	勤務先	事業所名・奨学生本人氏名・支給額・支給年月明記（勤務先が2か所以上あるときはすべて同一月のもの） ～：ビザは、本人名記載のある部分と有効期間がわかる部分のコピーを提出。 ～、～、～：和訳の添付が必要。
新卒等（卒業・退学・在学期間終了後1年以内で無職・未就職・低収入又は大学・大学院などに進学する準備中）	卒業・退学等の翌月が属する年の所得証明書が発行されるまでは、証明書の提出を省略できます。（3月貸与終了の場合は、翌年の6月まで省略できます。翌年7月以降は「経済困難」事由で願い出てください。）			

マイナンバーの健康保険情報画面又は資格確認書のコピーを添付する際には、保険者番号、被保険者等記号・番号及び二次元コードは読み取れないよう黒塗り（マスキング）してください。各種証明書は「コピー」と記載がないものは全て「原本」が必要です。

